

土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - (2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
 - 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
 - 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

- 第5条** 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。
- 2 施工箇所点状型の場合、点状する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
 - 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
 - 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）」に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第10条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（週休2日確保工事）

第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取り組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示

板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日(土日)

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇総合県民局
県土整備部〇〇庁舎
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 完全週休2日(土日)の場合

(暫定単価方式の試行)

第12条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛(以下「暫定単価」という。)を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。

- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

第13条 本工事は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

- 1 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:10.64%
- 2 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:1.08%

- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容

について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。
なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第14条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

第1章 総 則

1. 1 適用の範囲

本仕様書は、徳島県 宮川内ダム管理所（以下に「甲」という。）が実施する「R 7 吉土 宮川内ダム 上板・西分神ノ木 放流警報設備改良工事」に関する設計、製作、据付、総合調整までの一切に適用する。

1. 2 工事の範囲

受注者（以下に「乙」という。）は、契約書、共通仕様書および添付図面等に基づき、必要な該当装置の設計、製作、据付、総合調整を行うものとする。

なお、本工事における更新対象は「5.2 設備構成」のとおりとする。

対 象 箇 所		区 分	工 事 内 容
宮川内ダム管理所		既設	設備更新なし 神ノ木警報局設備更新後の総合調整
宮川内ダム 放流警報設備	神ノ木警報局	既設	警報装置及び付帯設備更新 無線装置、及び空中線は流用

1. 3 提出書類

（1）承認図書

乙は製作に先立ち、本仕様書に基づいて詳細な打合せを行い、次の書類を指定する期日までに提出し、予め承認を得なければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- a) システム系統図
- b) 装置構成ブロック図
- c) 機器構成寸法図
- d) 機器仕様書
- e) その他、監督員が別に必要と認める書類は、遅延なく提出しなければならない。

（2）完成図書

工事が完成したときは、次の書類を速やかに提出するものとする。

- a) 工事月報および工事工程写真 1 部
- b) 工事工程記録および工事完成写真 1 部
- c) 工事完成図書 3 部
- d) 試験成績書 1 部
- e) 取扱説明書 3 部

1. 4 保 証

（1）本装置等の保証期間は、竣工検査完了後 2 ヶ年とし、この期間中に発生した故障で乙の責任とみなされるものについては、速やかに無償で修理するものとする。

（2）特に重大な故障については、本期間経過後であっても、甲、乙両者協議のうえ無償で修理

を行うものとする。

1. 5 特許権の使用

乙が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は乙が負うものとする。

1. 6 教 育

乙は、工事完了後において、システム全体の機能説明および運用、保守について必要な説明書を作成の上、十分な技術指導と技術・運用方法の教育を行うものとする。

1. 7 協議事項

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、乙の一方的解釈によらず、速やかに甲乙両者が協議するものとする。
- (2) 本仕様書に明記無き事項についても本装置の機能上、具備すべきものについては、これを充足するものとする。

1. 8 既設設備流用の取扱い

更新対象箇所における本仕様書外の設備は既設流用とする。この場合、既設設備納入業者との調整を十分に行うものとし、これに掛かる費用全てを乙が負担するものとする。

なお、今回整備機器と流用設備間で整合性を担保させる必要がある場合は、詳細な施工計画書等を提出し、発注者並びに既設設備納入業者等の承諾を得なければならない。

1. 9 工事に伴い発生する作業に係わる留意事項

本工事の施工中にあたって稼働中の宮川内ダム テレメータ・放流警報設備を停止させる際には、当該システムを熟知した者により作業を行うものとし、システム障害を発生させないように留意すること。

1. 10 別途工事との関連

機器の製作・据付・調整にあたり、別途計画されている各種工事との関連が生じた場合は、監督員の指示を受け、目的とする本システムの施工に遅延を生じさせないように、関係者と十分協議の上、円滑に施工することとしなければならない。

第2章 一般事項

2. 1 適用規格等

本工事を設計・製作・施工するにあたっては、本仕様書に定めるもののほか、次の各号にあげる関係法規、規格、基準等に従わなければならない。

- (1) 国土交通省 テレメータ装置 標準仕様書 (国電通仕第 21 号)
- (2) 国土交通省 70MHz 帯無線装置 標準仕様書 (国電通仕第 22 号)
- (3) 国土交通省 直流電源装置(テレメータ用) 標準仕様書 (国電通仕第 26 号)
- (4) 国土交通省 放流警報装置 標準仕様書 (国電通仕第 27 号)
- (5) 日本産業規格 (JIS)
- (6) 電気学会 (電気規格調査会) 標準規格 (JEC)
- (7) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (8) 電子情報技術産業協会規格 (JEITA)
- (9) 電気設備に関する技術基準
- (10) 国土交通省 雷害対策設計施工要領 (案)・同解説 (平成 18 年 11 月)
- (11) 徳島県土木工事共通仕様書
- (12) 徳島県諸法規
- (13) その他関係法令および規格

2. 2 構造等

(1) 構造

- a) 堅固にして長期の使用に耐えられるものとする。
- b) 架体構造のものは鋼板製とし、保守点検は前面または後面から行えるものとする。
- c) 架内の実装方式は可能な限りプラグインユニット方式で容易に保守点検できるものとし、各実装ユニットは機能的にブロック化して出来るだけ小型化するものとする。

(2) 周囲条件

a) 屋外設備

- ア. 温度 $-10^{\circ}\text{C} \sim +40^{\circ}\text{C}$
- イ. 相対湿度 全天候型
- ウ. 風速 平均 40m/sec 瞬間最大 60m/sec

b) 屋内設備

- ア. 温度 $-10^{\circ}\text{C} \sim +40^{\circ}\text{C}$
- イ. 相対湿度 95%以下 (結露なきこと)

(3) 電気条件

本装置に対する供給電源は、次のとおりとする。

a) 電圧

- ア. AC100V $\pm$ 10%

イ. DC12V±10%

(4) 塗 装

- a) 汎用品については、製作メーカー標準の塗装処理とする。なお、その他の装置の塗装は防錆処理後焼付け等の処理を行うものとする。
- b) 塗装色については、色見本等により承諾を得るものとする。

(5) 銘 板

- a) 装置・機器には名称、形式、製造年月、製造会社名等を表示した銘板をつけるものとする。
- b) 装置・機器の端子、調整箇所、接続箇所及びケーブル等には添付図面と対照できる表示を行うものとする。
- c) 装置・機器のケーブル接続部には誤接続がないように配慮を行うものとする。
- d) 取扱上、特に注意を要する箇所については、その都度、赤字による指示又は注意書き、銘板を付けるものとする。

第3章 システムの機能

3. 1 概 要

本工事は、1.2 工事の範囲に示した宮川内ダム 神ノ木放流警報設備の更新を行うものである。

その他設備は既設利用とするため、更新の際は流用設備との整合性および既設更新済設備との整合性を十分に担保すること。

3. 2 システム構成

システム構成は、別図＊（システム構成図）および別図＊（ブロック図）のとおりとする。

3. 3 回線構成

回線構成は、別図＊（システム構成図）のとおりとする。

3. 4 システム動作の概要（放流警報設備）

（1）監視制御装置（放流警報）（監視制御装置は設備更新なし）

監視制御装置（放流警報）は、警報局装置を呼出し制御することにより、サイレン吹鳴、擬似音吹鳴および音声放送等の動作を行うものとする。また、呼出し制御を受けた警報局から返送される返送信号により、警報局の動作状態の表示および印字を行うものとする。

（2）警報局装置（スピーカ警報局、サイレン・スピーカ警報局）

警報局装置は、監視制御装置（放流警報）からの呼出し制御により、サイレン吹鳴、擬似音吹鳴、音声放送、回転灯制御等の動作を行うとともに、動作状況を監視制御局に返送を行うものとする。音声放送は、監視制御装置（放流警報）からのマイク放送、親局音声発生による放送を行うものとする。

第4章 伝送方式

4. 1 放流警報の伝送方式

放流警報装置の伝送方式は、特記仕様書によるもののほか、「国土交通省 放流警報装置 標準仕様書（国電通仕第 27 号）」に準じたものとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 通信方式 | 半二重通信方式 |
| (2) 伝送方式 | |
| a) 符号方式 | NRZI 等長符号方式 |
| b) 同期方式 | 非同期方式 |
| c) 変調方式 | 周波数変調方式 |
| d) 伝送速度 | 200bps |
| e) 伝送速度偏差 | $\pm 5 \times 10^{-5}$ 以下 |
| f) 中心周波数 | 200bps : 1600Hz |
| g) 周波数偏移幅 | 中心周波数 ± 100 Hz (200bps) |
| h) 周波数偏移方向 | マーク : -100 Hz (200bps)
スペース : $+100$ Hz (200bps) |
| i) 送信周波数精度 | ± 6 Hz 以下 (200bps) |
| j) 誤り検出方式 | 16 ビット サイクリックコード符号 |
| k) 符号構成 | JIS X5203 (ハイレベルデータリンク制御手順のフレーム構成) に準拠すること。 |

第5章 装置の仕様

5. 1 装置の仕様

(1) 機器の一般仕様

a) 構造

各装置の構造は、機能毎にできるだけユニット化し、特に観測局に設置する機器の本体は原則的に背面設置を考慮し、保守点検は装置前面から行えるものとする。

b) 寸法

ア. 監視制御装置（参考）

筐体寸法は、高さ 2,350mm、幅 520mm、奥行 450mm 以下の自立据置型とし、外部機器との接続は架下とする。

イ. 有線観測警報装置

筐体寸法は、高さ 1,500mm、幅 600mm、奥行 350mm 以下の自立据置型とし、外部機器との接続は架下とする。なお、防湿を考慮して、開閉部および外部機器接続部等にパッキングを使用した防湿構造とすること。

なお、スペース的に監視制御装置架内への実装が可能な場合は、この限りではない。

c) 塗装

筐体の塗装は防錆処理後焼付塗装とし、塗装色はマンセル 5Y7/1 半ツヤとする。

d) 使用条件

本装置は次の条件で本仕様機能を満足するものとする。

ア. 温度および湿度

装 置		監視制御装置	ディスプレイ 操作卓	ネットワーク プリンタ	警報局装置 観測局装置
分 類	電 気 的	−5℃～+40℃	+5℃～+35℃	+10℃～+30℃	−10℃～+40℃
	部 分	相 対 湿 度	40%～80%	40%～80%	95%以下

e) 電氣的強度

ア. 絶縁抵抗

電源入出力端子一括と筐体接地間の絶縁抵抗は、DC500V 絶縁抵抗計で測定して 10MΩ 以上とする。

イ. 絶縁耐力

電源入出力端子一括と筐体接地間の絶縁耐力は、60Hz の正弦波実効電圧 1,500V 1 分間を加えて異常を生じないものとする。

5. 2 設備構成

本工事における構成機器は、下表のとおりである。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

5. 3 機器の個別仕様

(1) 警報装置 (スピーカ局)

(a) 基本制御部

基本制御部は、警報装置の中核となるものであり、各入出力制御部の制御、受信符号の判定を行う機能を有すること。

(b) 変復調部

変復調部は、パルス符号を周波数変調信号に変換する変調回路と、周波数変調信号をパルス符号に変換する復調回路で構成すること。

(c) 伝送制御部

伝送制御部は、放流警報監視制御装置とのデータ伝送手順を管理するとともに、符号の送受信を行う機能を有すること。

(d) 集音返送部

集音返送部は、起動後約 5 秒間、可聴音を返送する機能を有すること。

(e) 集音レベル判定部

集音レベル判定部は、集音マイクで集音した信号のレベルを判定する機能を有すること。

(f) 警報制御部

警報制御部は、擬似音 1、マイク放送、放送停止、点検および監視の機能を有すること。

(g) チャイム音出力部

チャイムは電子回路で作成するものとし、4 打音 (ドミソド及びドソミド) とすること。

(h) インピーダンス判定部

インピーダンス判定部は、点検制御時にスピーカのインピーダンスを測定する機能を有すること。

(i) 試験部

試験部は、システムの保守点検時に必要なもので、保守時等の動作試験に使用する。

(j) 電源部

電源部は、警報装置内各部へ必要な電源を供給する機能を有すること。

(k) 監視情報入力部

監視情報入力部は、警報装置各部の状態や局内の諸情報を入力する機能を有すること。
入力する監視情報は以下とする。

ア. 点検異常

イ. AC100V 停電

ウ. 電源装置異常

エ. 音声増幅器 1 異常

オ. スピーカ 1 異常

カ. 音声増幅器 1 ON

(1) 拡張警報制御部

拡張警報制御部は、標準項目以外の制御項目を行う機能を有するもので、制御項目は以下とする。

ア．回転灯 OFF

イ．強制停止

(m) 拡張監視情報入力部

拡張監視情報入力部は、警報装置各部の状態や局内の諸情報を入力する機能のうち、標準項目以外の監視情報を入力する機能を有すること。入力する監視情報は以下とする。

ア．回転灯 ON

(n) 外部出力部 1

外部出力部 1 は、回転灯の制御信号を出力するものとする。

(o) 音声増幅器（警報装置内に実装すること）

音声放送および擬似音放送用に使用する。

(p) 回転灯制御部（警報装置内に実装すること）

回転灯の制御機能を有するものとし、任意の手動制御や警報装置経由での遠隔制御が可能なこと。

(2) スピーカ

(a) 型式 レフレックスホーン型（全天候型、防鳥網付）

(b) 定格入力 50W×2

(c) その他 取付金具含む

(3) 集音マイク

(a) 型式 ホーン型（全天候型、防鳥網付）

(b) 公称インピーダンス 8Ω

(c) その他 取付金具含む

(4) 回転灯

(a) 発光色 赤色

(b) 電源 AC 100V 7.8W 程度

(c) 発光素子 LED

(d) 閃光方式 ランプ点滅方式

(e) その他 取付金具含む

(5) 無線装置（無線装置は既設流用）

無線機既設流用品 三菱電機 無線機ユニット FA75A-1A 型

本装置の仕様・規格は、特記仕様書によるもののほか、「国土交通省 70MHz 帯無線装置 標準仕様書（国電通仕第 22 号）」に準じたものとする。

(a) 無線周波数帯 70MHz 帯

(b) スプリアス発射強度 新スプリアス規格に準拠すること。

(c) 送信出力	神ノ木警報局	1W
----------	--------	----

(6) 同軸避雷器

(a) 方式	同調型
(b) 周波数	70MHz 帯
(c) インピーダンス	50 Ω
(d) 挿入損失	0.5dB 以下

(7) 空中線 (5 素子八木型) (空中線は既設流用)

(a) 型式	5 素子八木型 (70MHz 帯)
(b) その他	取付金具含む

(8) 直流電源装置

(a) 交流入力	AC100V、60Hz、単相
(b) 直流出力	13.4V $\pm$ 2%、10A

(9) 蓄電池

(a) 型式	MSE 型鉛蓄電池
(b) 容量	DC12V、100AH

(10) 耐雷トランス

(a) 入力電圧	AC100V、60Hz、単相
(b) 出力電圧	AC100V、60Hz、単相
(c) 容量	2kVA

(11) 避雷器収容盤 B

以下の避雷器を実装し、雷等の過渡的過電圧を制限し、設備の保護を可能とすること。

(a) 通信用 SPD (集音マイク、スピーカ用)

ア. 数量	2 個
イ. 保護心数	4 芯+シールド
ウ. 定格電圧	AC100V
エ. 電圧保護レベル	1000V 以下 (線間) 1200V 以下 (接地間)
オ. インパルス耐久性 (カテゴリ C2)	8/20 μ s 4kA (線間) 8/20 μ s 10kA (接地間)
カ. インパルス耐久性	10/350 μ s 0.5kA

(b) 電源用 SPD (回転灯用)

ア. 数量	1 個
イ. 規格	JIS C 5381-11
ウ. クラス	クラスⅡ
エ. 適用回路	1φ2W 100V
オ. 最大連続使用電圧	AC280V
カ. 公称放電電流	10kA (ライン-接地間)
キ. 最大放電電流	20kA (ライン-接地間)
ク. 電圧保護レベル	1.5kV
ケ. 故障表示	有り
コ. 警報接点出力	有り
サ. SPD 分離器	内蔵

(c) 収容盤

ア. 形式	屋内壁掛型
イ. 収納品	上記 (a) ~ (b) の機器類 1 式
ウ. 材質	鋼板
エ. 塗装色	メーカー標準
オ. 端子台	有り
カ. その他	SPD 取付金具含む
キ. 参考寸法	W600×H500×D200mm 程度

(1 2) 分電盤 A

(a) 電源用 SPD (1φ2W AC100V 用)

ア. 数量	1 個
イ. 規格	JIS C 5381-11
ウ. クラス	クラスⅠおよびⅡ
エ. 適用回路	1φ2W 100V
オ. 最大連続使用電圧	AC280V
カ. 公称放電電流	10kA (8/20μs) (ライン-接地間)
キ. 最大放電電流	20kA (8/20μs) (ライン-接地間)
ク. インパルス放電電流	2.5kA (10/350μs)
ケ. 電圧保護レベル	1.4kV (ライン-接地間)
コ. SPD 分離器	内蔵

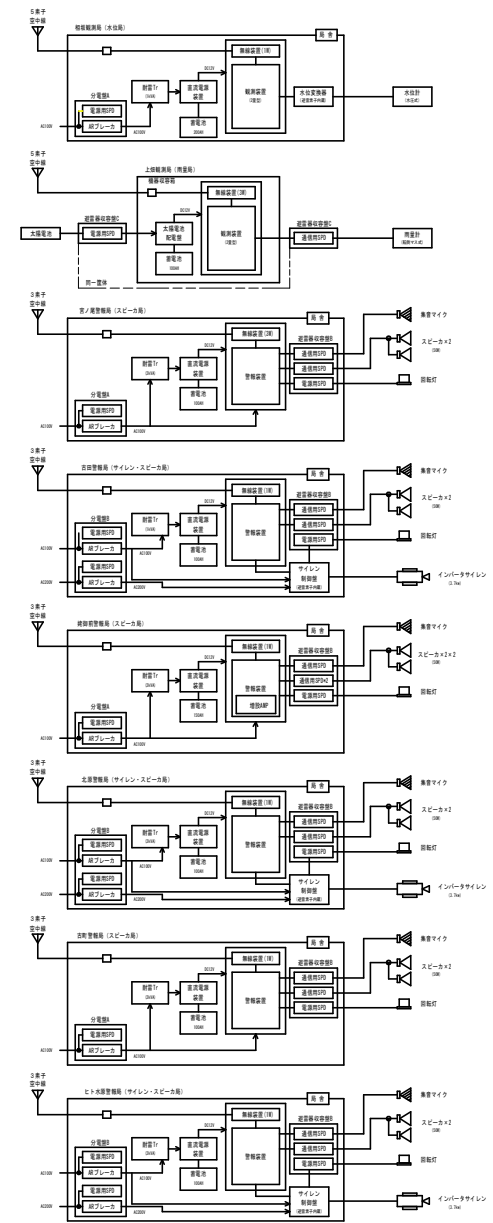
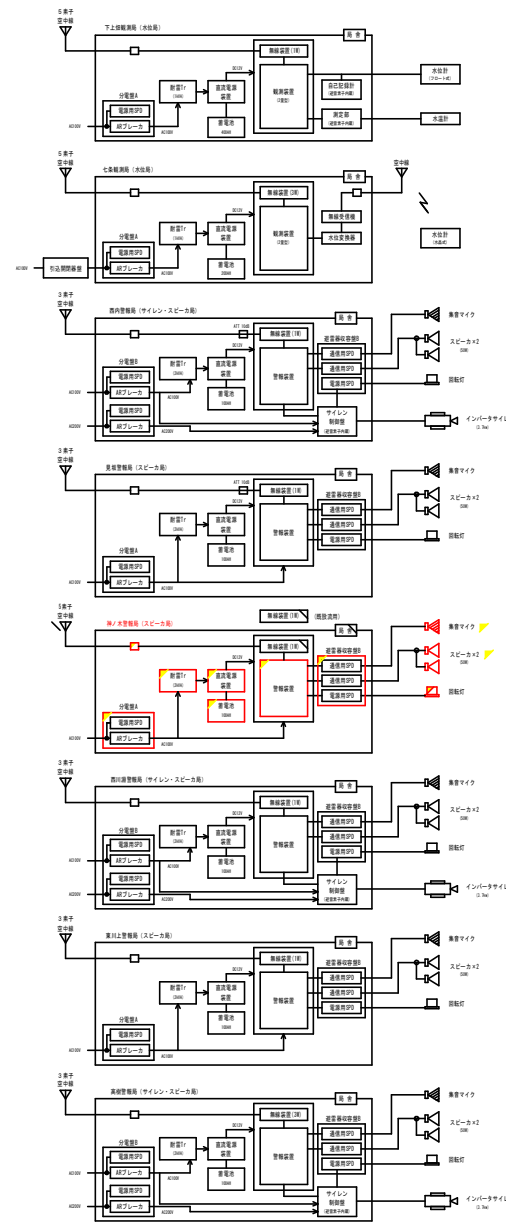
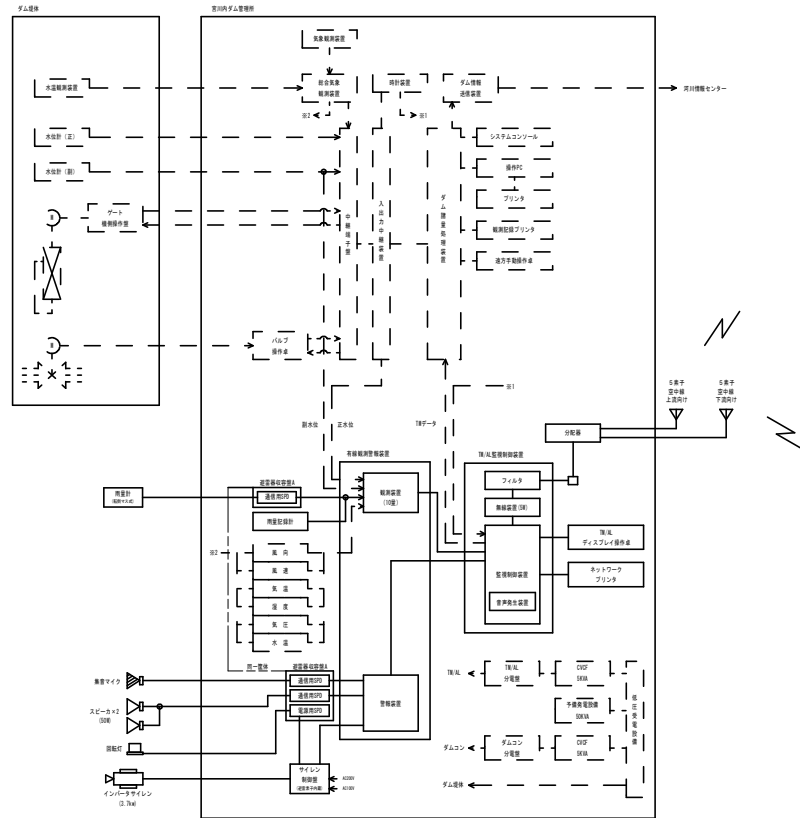
(b) オートリセットブレーカ (1φ2W AC100V 用)

ア. 数量	1 個
イ. 機能	ブレーカがトリップした場合、投入待ち時間経過後にブレーカの自動投入が可能な機能を有すること。
ウ. 定格電圧	1φ2W 100V
エ. 動作回数表示	有り
オ. 投入待ち時間	選択により切替可能なこと。

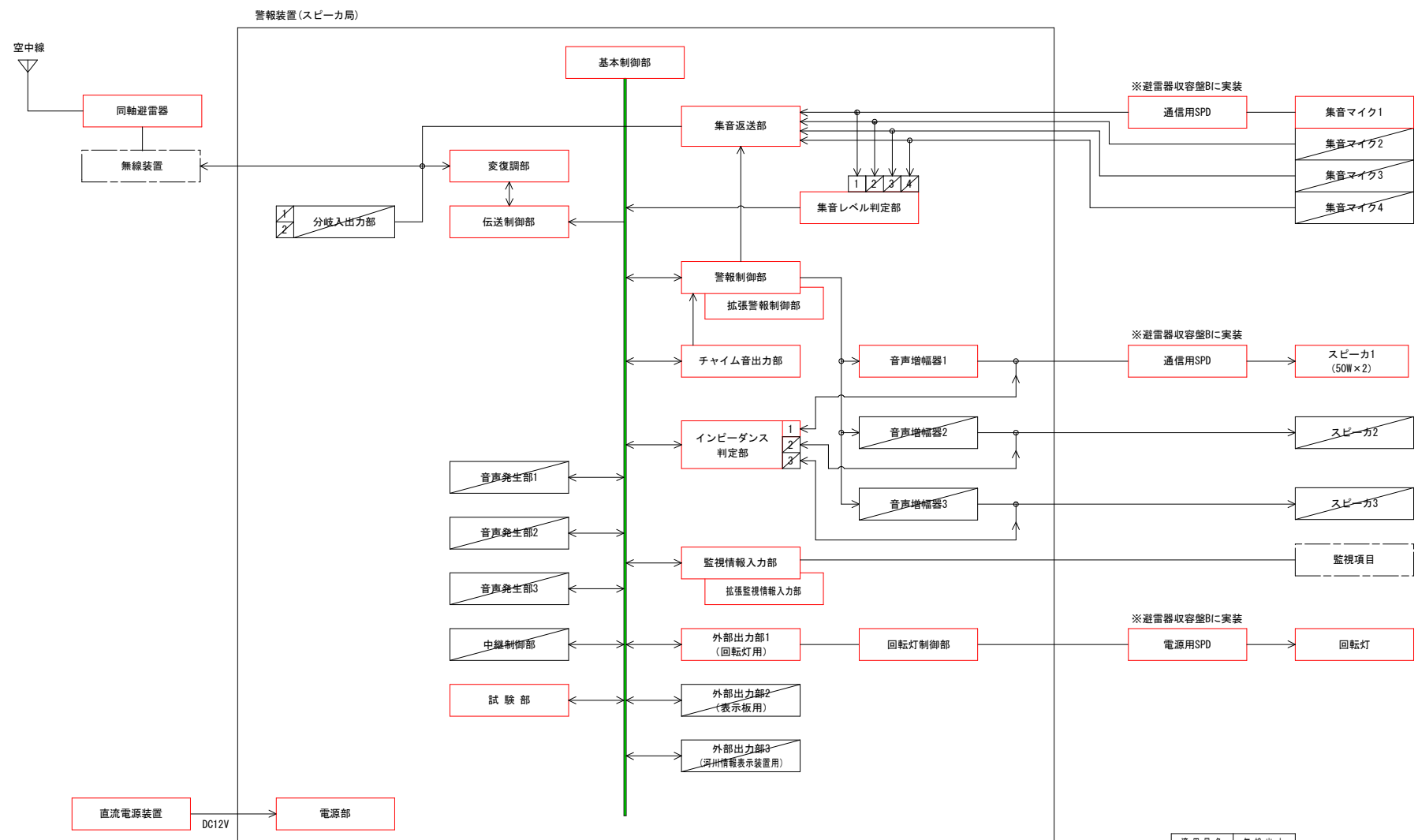
(c) 収容盤

ア. 形式	屋内壁掛型
イ. 回路数	5 回路程度 (予備含む)
ウ. 材質	鋼板
エ. 塗装色	メーカー標準
オ. 端子台	有り
カ. その他	SPD 取付金具含む
キ. 参考寸法	W600×H500×D200mm 程度

宮川内ダムテレメータ・放流警報設備 システム構成図(神ノ木警報局更新)



警報装置ブロック図（スピーカAMP×1） 【標準構成図】



は非実装を示す は付加機能を示す はその他機器を示す
は標準機能を示す は特別付加機能を示す

通局名	無線出力
見坂	1W
神ノ木	1W
東川上	1W
宮ノ尾	1W
姥御前	1W
古町	1W